

2020年3月30日

「後見制度支援預金」の取り扱い開始について

足利銀行（頭取 松下 正直）は、2020年4月1日（水）から、「後見制度支援預金」の取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

「後見制度支援預金」とは、成年後見制度をご利用のお客さま（成年被後見人）の財産のうち、日常的に使用しない金銭を別途管理するための預金口座です。家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき預金の払い戻し等を行うため、社会問題化している成年後見人による不正な預金の引き出し等を防止し、お客さま（成年被後見人）の財産を安全かつ適切に管理するものです。

当行は、高齢化社会に伴う社会的課題の解決に向け、「金融老年学（金融ジェロントロジー）」*の知見を取り入れながら、多様化するお客さまのニーズや課題解決に積極的に取り組んでまいります。

*長寿に伴う認知機能の低下などが、経済活動や社会経済に与える影響を医学や経済学、心理学などから多面的に研究する学問のこと。特に、消費行動や資産管理・運用などを与える影響について研究することにより、健康寿命とともに資産寿命の伸長を目指すものです。

記

1. 取扱開始日

2020年4月1日（水）

2. 商品概要

対象者	成年被後見人であり、家庭裁判所から後見制度支援預金契約の「指示書」を交付された方 (未成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人は対象外)
預金種類	・普通預金 ・決済用普通預金
預入金額	口座開設時 500万円以上 1円単位 開設以降の預入は 1円単位
利息	・普通預金：店頭表示金利 ・決済用普通預金：無利息
口座開設手数料	10,000円（税別）
「指示書」によるお取引引き	・口座開設（契約締結） ・払い戻し ・解約 ・定額自動送金の設定、金額変更 ※別途、定額自動送金手数料、振込手数料が必要となります。
制約事項	次のお取引は取り扱いできません。 ・キャッシュカードの発行 ・総合口座の設定 ・WEB口座の申込み ・あしぎんアプリによるお取引 ・個人インターネットバンキングの申込み ・公共料金、クレジットカード等の引落とし など



足利銀行



足利銀行

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号 〒320-8610

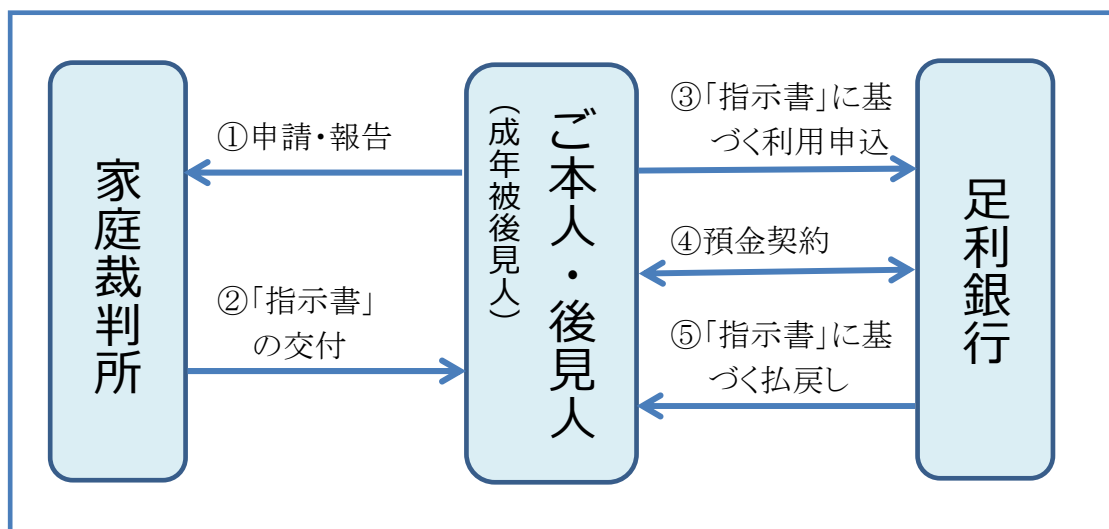
TEL.028-622-0111(大代表) www.ashikagabank.co.jp

3. 取扱店舗

「別紙」のとおり

※一部お取り扱いできない店舗がございます。

【参考】「後見制度支援預金」のイメージ



以上

「別紙」

【取扱店舗】

栃木県	本店営業部	宇都宮支店	宇都宮中央支店	一条町支店
	峰町支店	雀宮支店	江曾島支店	中央市場支店
	宇都宮東支店	足利支店	東支店	佐野支店
	田沼支店	栃木支店	新栃木支店	小山東支店
	小山支店	石橋支店	上三川支店	おもちゃのまち支店
	鹿沼支店	今市支店	日光支店	鬼怒川支店
	宝積寺支店	氏家支店	大田原支店	矢板支店
	西那須野支店	黒磯支店	黒田原支店	真岡支店
	烏山支店	芳賀支店		
群馬県	桐生支店	館林支店	太田支店	伊勢崎支店
	大泉支店	前橋支店	渋川支店	高崎支店
茨城県	水戸支店	下館支店	結城支店	古河支店
	つくば支店			
埼玉県	浦和支店	大宮支店	越谷支店	川越支店
	桶川支店	春日部支店	岩槻支店	熊谷支店
	本庄支店	深谷支店	秩父支店	行田支店
	羽生支店	加須支店	川口支店	所沢支店
福島県	郡山支店			